

寒川町立学校体育施設使用条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
<u>寒川町立学校体育施設使用条例施行規則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、 <u>寒川町立学校体育施設使用条例(昭和54年寒川町条例第4号。以下「条例」という。)</u> 第6条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。 (加える) (使用の申請及び許可) 第2条 条例第3条第1項の規定により学校体育施設の使用許可を受けようとする者は、寒川町立学校体育施設使用許可申請書(第1号様式)を校長に提出しなければならない。ただし、屋外運動場の夜間照明施設を利用しようとする者は、教育長に提出するものとする。 2 教育長又は校長は、前項の申請に対し、使用を許可するときは、 <u>寒川町立学校体育施設使用許可書(第2号様式)</u> を当該申請者に交付するものとする。 (使用許可の取り消し等) 第3条 教育長又は校長は、学校体育施設の使用を許可した場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、又は使用を変更させることができる。 (1)～(3) (略) (4) その他 <u>校長</u> が特に必要があると認めたとき。	<u>寒川町立学校施設使用条例施行規則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、 <u>寒川町立学校施設使用条例(昭和54年寒川町条例第4号。以下「条例」という。)</u> 第8条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。 (使用できる日及び時間) 第2条 条例第3条に規定する学校施設を使用できる日及び時間は、別表に定めるとおりとする。 (使用の申請及び許可) 第3条 条例第5条第1項の規定により学校施設の使用許可を受けようとするものは、寒川町立学校施設使用許可申請書(第1号様式)を教育委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。 2 委員会は、前項の申請に対し、使用を許可するときは、 <u>寒川町立学校施設使用許可書(第2号様式)</u> を当該申請者に交付するものとする。 (使用許可の取り消し等) 第4条 委員会は、 <u>学校施設</u> の使用を許可した場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、又は使用を変更させることができる。 (1)～(3) (略) (4) その他 <u>委員会</u> が特に必要があると認めたとき。

(使用料の減免)

第4条 条例第4条第2項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、第2条第1項の使用許可申請の際併せて寒川町立学校体育施設使用料減免申請書(第3号様式)を町長に提出しなければならない。

2 使用料の減免の基準は、次に定めるとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 町内会 で使用するとき 2分の1の減額
(加える)

(4) (略)

(使用料の還付)

第5条 条例第4条第3項ただし書の規定により既納の使用料の還付を受けようとする者は、寒川町立学校体育施設使用料還付申請書(第4号様式)を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の申請に対し、使用料を還付するときは、寒川町立学校体育施設使用料還付決定通知書(第5号様式)により申請者へ通知しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第6条 使用者は、学校体育施設を使用する場合には、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) (略)

(2) 善良な管理者の注意をもつて当該学校体育施設の維持保全に努めること。

(3) 当該学校体育施設を許可を受けた目的以外の用に使用しないこと。

(使用料の減免)

第5条 条例第6条第2項の規定により使用料の減免を受けようとするものは、第3条第1項の申請書と併せて、寒川町立学校施設使用料減免申請書(第3号様式)を町長に提出しなければならない。

2 使用料の減免の基準は、次に定めるとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 自治会が自治会活動で使用するとき 免除

(4) 寒川町体育協会及び寒川町体育協会を構成する種目別団体が主催する大会等に使用するとき 免除

(5) (略)

(使用料の還付)

第6条 条例第6条ただし書の規定により既納の使用料の還付を受けようとするものは、寒川町立学校施設使用料還付申請書(第4号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請に対し、使用料を還付するときは、寒川町立学校施設使用料還付決定通知書(第5号様式)により申請者へ通知しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第7条 使用者は、学校施設を使用する場合には、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) (略)

(2) 善良な管理者の注意をもつて当該学校施設の維持保全に努めること。

(3) 当該学校施設を許可を受けた目的以外の用に使用しないこと。

- (4) 当該学校体育施設を使用する権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 許可を受けないで当該学校体育施設の原状を変更し、又はこれに工作を加えないこと。
- (6) その他校長が指示する事項
(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

(加える)

- (4) 当該学校施設を使用する権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 許可を受けないで当該学校施設の原状を変更し、又はこれに工作を加えないこと。
- (6) その他委員会が指示する事項
(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

別表（第2条関係）

学校施設の名称	使用できる日	使用できる時間
		区分
体育館	小学校	寒川町立小学校 午前9時～午後零時
		及び中学校の管轄
		理運営に関する午後零時～午後1時
		規則(平成13年教育委員会規則第2号)に規定する休業日(以下「休業日」という。)午後1時～午後5時
		午後7時～午後9時
		休業日以外の日 午後5時～午後6時30分
		午後7時～午後9時
中学校	1月4日～12月28日	午後7時～午後9時

屋外運動場	小学校	休業日	3月から10月に使用するとき	午前9時～午後零時
			上記以外の月に使用するとき	午後1時～午後5時
			5月から8月の休業日以外の日	午前9時～午後零時
			寒川中学校	午後5時～午後7時
			旭が丘中学校	月曜日以外の日
				午後6時30分～午後9時
				月曜日以外の日
				午後7時～午後9時30分
		南小学校ふれあいホール	休業日	午前9時～午後零時
				午後1時～午後5時
				午後5時～午後7時
				午後7時～午後9時
			休業日以外の日	午後5時～午後7時
				午後7時～午後9時

第1号様式(第2条関係)

(略)

第2号様式(第2条関係)

(略)

第3号様式(第4条関係)

(略)

第4号様式(第5条関係)

(略)

第5号様式(第5条関係)

(略)

備考 小学校の体育館及び屋外運動場における休業日以外の日の午後5時から午後7時まで使用できる団体は、小学生で組織されている団体とする。

第1号様式(第2条関係)

(略)

第2号様式(第2条関係)

(略)

第3号様式(第4条関係)

(略)

第4号様式(第5条関係)

(略)

第5号様式(第5条関係)

(略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年9月1日から施行する。

(寒川町立南小学校ふれあいホール開放に関する規則の廃止)

2 寒川町立南小学校ふれあいホール開放に関する規則(平成6年教育委員会規則第3号)は廃止する。

(準備行為)

3 この規則による改正後の寒川町立学校施設使用条例施行規則(以下「新規則」という。)の施行に伴い、新たに使用の申請の対象となる学校施設の使用手続は、この規則の施行の日前においても新規則の規定の例により行うことができる。